第1 審議会の結論

和歌山県知事(以下「実施機関」という。)が、異議申立人が平成17年3月22日付けで行った訂正請求に対し、訂正しなかったことは妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

本件異議申立てに至る経過は以下のとおりである。

1 訂下請求

異議申立人は、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。)第29条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成17年3月22日付けで「平成17年2月10日付け都政第495号で開示された都市政策課が保有する平成16年度宅地造成等規制法違反等事務処理一件にある私の情報」及び「平成17年2月10日付け東新建第2151号で開示された新宮建設部が保有する平成16年度宅地造成等規制法事務処理一件(新宮建設部)にある私の情報」(以下「対象個人情報」という。)について、「宅地造成等規制法違反の疑いであるにもかかわらず違反と断定したところ「違反発覚」等全部」の訂正請求を行った。

2 非訂正決定

実施機関は、上記1の訂正請求に係る個人情報を、都市政策課及び新宮建設部がそれぞれ保有する「違反等調査報告書」及び「指導経過に係る記録」に記載された個人情報と特定した上で、非訂正決定(以下「本件処分」という。)を行い、訂正をしない理由を別紙「訂正をしない理由」欄のように記載して、条例第31条第2項の規定に基づき、平成17年4月21日付け16都政第626号及び16東新建第2919号で異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年4月23日付けで、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、対象個人情報のうち、宅地造成等規制法違反であると断定した部分すべての訂正を求めるというものである。

2 異議申立ての理由等

異議申立人が異議申立書及び意見書によって主張する内容を要約すると、概ね以下のとおりである。

- (1) 実施機関が行った現地調査は異議申立人に無断で夜間に私有地及び 建造物内に侵入し行われたものである。
- (2) 実施機関の行った現地調査において、旧建造物を解体した際にできたコンクリートがらをアスファルト舗装の敷石として再利用するため砕石し山積みしたものを盛土であると判断したこと及び旧建造物解体後に露出した造成面を新規に造成がなされたものと判断したことは現地現況を目視しただけの推測によるものであり誤認である。
- (3) 実施機関が「訂正をしない理由」の中で述べている、8月18日の電話でのやりとりにおける異議申立人からの「道路を造っている」旨の説明に基づき、宅地造成工事の許可が必要な工事であるとして行政指導を行った旨の主張は、8月13日に行政指導を行っていることに矛盾する。
- (4) 異議申立人が主張している「道路を造っている」とは旧建造物の基礎を撤去した後、整地しアスファルト舗装及びガードレールの設置を 行うことであり、実施機関のいう宅地造成ではない。
- (5) 実施機関が「訂正をしない理由」の中で述べている、異議申立人から具体的報告がなされない旨の主張は虚偽であり、報告を求められたことは再三にわたりすべて書面により報告している。
- (6) 実施機関は、工事内容を示す図面の提出を再三求めているが未だ提出されておらず、具体的な判断ができない現時点では訂正できないとの主張をしているが、なされてもいない造成の図面は存在せず提出する必要も義務もない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が保有個人情報部分開示決定通知書、本件処分に係る理由説明書並びに審議会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約すると、概ね以下のとおりである。

1 現地調査等について

- (1) 実施機関は平成16年8月13日、17日及び23日に現地調査を行い、違 反等調査報告書を作成するとともに、当該工事は宅地造成工事の許可 が必要である規模の工事であると判断した。
- (2) 実施機関は同年8月18日及び24日に、異議申立人から当該工事は「道路を造っている」ものである旨の説明を電話で受けたが、当該工事は

敷地内通路の造成工事に該当し、宅地造成許可が必要な工事であると 判断した。しかしながら、許可申請がなされていないため、無許可の 違反工事であるとして工事の中止と宅地造成等規制法第18条の規定に 基づく工事状況の報告を求めるなどの行政指導を行った。

- (3) 同年9月8日、異議申立人から「当該工事は建造物を除却し、整地 しただけで宅地造成に該当するような切土・盛土は行っていない」旨、 説明に変化が生じたことを受け、実施機関は「違反」との断定を留保 し、「違反の疑い」として取り扱うこととした。
- (4) その一方で、異議申立人に対し当該工事の具体的な内容について図面等による報告を求めているが、異議申立人からは宅地造成工事には該当しない旨を主張する文書の提出があるのみで、異議申立人の主張を証明する客観的な図面等は提出されていない。

2 本件処分の理由等

- (1) 違反等調査報告書は、現地調査のとおり記録しているものであり、 記載された内容に誤りはないと考えている。
- (2) 異議申立人は、当該工事が宅地造成工事には該当しない旨の主張を しているが、当該主張が正当かどうかを判断するための図面等の提出 はされていないから、違反等調査報告書の内容が誤りであったと認め ることはできず、訂正する必要はない。
- (3) 指導経過に係る記録において、「違反」と断定的に表現されている のは、当初において実施機関が「違反」との判断に基づき行った行政 指導等を記録しているためであり、当然のことである。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審議した結果、以下のとおり判断する。

1 訂正制度の趣旨について

保有個人情報の訂正請求制度は、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報の記録内容が事実でない場合に、正確性を確保するという観点から、当該内容についての訂正を請求できることを権利として認めたものである。ここでいう「事実でない」とは、氏名、住所等の客観的な正誤の判定になじむ事項に誤りがあることをいい、個人に対する評価、判断等の客観的な正誤の判定になじまない事項については、仮にその評価、判断が不当であるというときであっても、訂正請求は認められるものではない。

2 本件訂正請求について

ア 「違反」との判断に対する訂正請求について

- (1) 本件訂正請求は、宅地造成等規制法に基づく行政上の処分(不処分を含む。以下同じ。)に至る経過途中において、実施機関の当該工事に対する取り扱いが「違反」から「違反の疑い」へ変化したことを原因とする訂正請求である。
- (2) 上記(1)にいう「違反」も「違反の疑い」も実施機関の判断にかかるものであり、客観的な正誤の判定になじむものとは認められない。
- イ 「違反の疑い」として取り扱うことに基づく訂正請求について
- (1) 本件事案は現在、行政上の処分に至る経過途中にあり、実施機関は 宅地造成等規制法に照らして違反であるかどうかの確定を行うに至っ ていない。
- (2) また、実施機関が平成16年9月8日の異議申立人の主張により、「違反の疑い」として取り扱うとしたことについては、異議申立人の主張を証明する具体的資料が提出され、違反であるかどうかの確定が行われるまでの暫定的なものであり、今後の経過次第によっては、再度「違反」として取り扱われる可能性のあるものである。

このような、行政上の処分に至る経過途中の不確定な段階においては、訂正請求による利益が存在しないというべきであり、従って本件 異議申立人の請求は認められない。

3 結論

以上の理由により、当審議会は本件処分に関し、「第1 審議会の結論」 のとおり判断する。

第6 審議会の処理経過

当審議会は、本件処分に係る諮問第3号と諮問第4号を併合し、次のと おり審議を行った。

年月日	処理内容
平成17年 5 月10日	諮問書を受理(諮問第3号及び諮問第4号)
平成17年 5 月25日	実施機関から理由説明書を受理
平成17年6月3日	異議申立人から意見書を受理
平成17年 6 月17日	審議(諮問第3号及び諮問第4号の併合を決定) (第18回審議会)

平成17年7月5日	異議申立人から意見聴取に代えての要望書を受理
平成17年7月29日	実施機関からの意見聴取及び審議(第20回審議会)
平成17年8月17日	審議(第21回審議会)
平成17年9月5日	審議(第22回審議会)
平成17年9月30日	審議(第23回審議会)
平成17年10月14日	審議(第24回審議会)